

志賀高原ユネスコエコパーク活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人間と自然との共生を実践するユネスコエコパークのまちづくりを推進するため、志賀高原ユネスコエコパークエリア内の自然環境、生物多様性の保護、保全とそれらを拠り所とした地域の伝統産業、生活・文化の継承、発展に資する活動等の経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付対象となる事業者は、「志賀高原ユネスコエコパーク管理運営計画」の実現に資する活動に取り組む山ノ内町内の個人又は団体とし、町税等の未納がない者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 志賀高原ユネスコエコパークエリア内における自然環境、文化を守る活動
- (2) 志賀高原ユネスコエコパークエリア内の地域の発展を目指す活動
- (3) その他町長が認める活動

(補助対象経費及び補助額等)

第4条 補助対象となる経費及び補助額は別表のとおりとし、補助金の交付は年度内において1補助対象事業者につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を事業の開始日の14日前までに町長に提出するものとする。

- (1) 志賀高原ユネスコエコパーク活動支援補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業実施計画書(様式第2号)
- (3) 収支予算書(様式第3号)
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、速やかに志賀高原ユネスコエコパーク活動支援補助金事業交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(変更の申請)

第7条 補助金交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、事業

実施計画の変更をしようとするときは、あらかじめ志賀高原ユネスコエコパーク活動支援補助金事業実施計画変更承認申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（変更の決定）

第8条 町長は、前条の申請があったときは、これを審査し、適当であると認めるときは速やかに志賀高原ユネスコエコパーク活動支援補助金事業実施計画変更承認決定通知書（様式第6号）を補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、この事業が完了したときは志賀高原ユネスコエコパーク活動支援補助金事業実績報告書（様式第7号）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業の実施場所を明示した図面
- (2) 領収書の写し
- (3) 事業の実施状況がわかる写真
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条に規定する実績報告後、内容を審査し補助金の額の確定をしたときは、志賀高原ユネスコエコパーク活動支援補助金額確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条に規定する通知を受けた補助事業者は、志賀高原ユネスコエコパーク活動支援補助金交付請求書（様式第9号）を町長に提出するものとする。

（補助金の返還）

第12条 町長は、補助金の交付を受けようとし、又は受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消すとともに、既に交付をした補助金を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な行為によって補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定による補助金の交付決定の取消し又は補助金の返還をさせることが決定したときは、志賀高原ユネスコエコパーク活動支援補助金交付取消決定通知書（様式第10号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補足）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和3年5月28日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	補助対象経費	補助額
報 償 費	事業を開催する場合の講師及び専門家への謝礼	1. 補助対象経費の3分の2以内の額（千円未満切捨て） ただし、補助対象経費に特定財源（山ノ内町以外からの補助金、参加料等）を充当するものに対しては、当該補助対象経費から当該充当する特定財源を控除した額を超えないものとする。 2. 1の額が10万円を超える場合は10万円を限度額とする。
旅 費	講師、専門家の活動場所までの交通費及び先進地視察等の交通費	
消 耗 品 費	ポスター等の用紙、封筒、文具類、摩耗しやすい機材の部品等	
燃 料 費	活動に係る機材及び機器の燃料代	
使用料及び賃借料	講演会、学習等の会場使用料	
そ の 他	その他活動に必要な経費で町長が認める経費	